

令和 6 年度 第 2 回草津市地球温暖化対策推進本部幹事会(R6.11.13)

における主な意見と対応

※) 関連ページは、資料 3 計画(案)に対応

No.	関連ページ※)	意見	対応等
1	p41	再エネ（再生可能エネルギー）のポテンシャルとして太陽光発電しかないということだが、近年問題となっているパネルの廃棄方法や周辺環境への影響についてはどう考えるのか。	太陽光パネルの廃棄問題については、国においてリサイクル義務化法案の準備が進められており政策動向を注視していく。 周辺環境への影響については、市が再エネ促進区域を定めるにおいて、国や県が環境配慮基準を定めており、基準を遵守しながら取組を進めていく。
2	p44	50%プラスアルファの CO2 排出削減目標は検討しないのか。	数字としては 50%であるが、国・県の表記と同様、「目標に満足することなく、市民や事業者等のみなさんとともに、さらなる高みに向けて挑戦していきます」としている。
3	p44-45	CO2 排出削減目標として、2013 年度比で 2030 年度に 50%削減としているが、当該計画に基づく事業を全て実施すれば 6 年間で目標が達成する見通しなのか。 また、太陽光発電の導入目標（76,083kW）が市域全体の CO2 排出削減目標にどのくらい寄与するのか把握しているのか。	当該計画に基づく事業の実施により 50%排出削減をめざせると考えている。 ただし、市域全体の CO2 削減目標や実績は、原油の輸送量と国全体の数字からの統計データによる按分によって推計されているため、各事業の CO2 排出量の積み上げの数字とは単純に比較はできない。 市域全体の実績との比較ができなかったとしても、積み上げで CO2 排出削減を把握できる取組については把握し、効果を見える化し、市民の行動変容に繋げていく。 太陽光発電の導入による市域全体の CO2 排出削減量への寄与率についても、推計方法が異なるため議論できないが、国の計画策定マニュアルに基づき、県と同様、太陽光発電に絞り導入目標を立てて、進捗状況を把握し取組を進めていく。
4	p52-61	市の独自の取組とは、どの部分になるのか。	市民、事業者・団体、市役所それぞれの役割のなかで、市民および事業者・団体に対しては、市独自の取組として、まずは重点アクションへの参加を促していく。 重点アクションのうち、「重点 A①中小企業の脱炭素取組支援」「重点 A④健康エコハウス普及促進」「重点 A⑦エコアクション推進

			事業」については市独自で積み上げで CO2 排出削減量をみていく。
5	p77	「取組⑩脱炭素モビリティ（人・モノ移動）推進」において草津市地域公共交通計画の目標が引用されているが、鉄道の数字については、2021 年実績の誤りであるため修正願いたい。	御指摘のとおり修正する。
6	p81-84, p90	地域まちづくりセンターへの太陽光発電導入やその他省エネ取組などについては、どこまで進めればよいのか。 また、公共施設以外の市域の太陽光発電導入ポテンシャルなどは具体的に把握しているのか。	地域まちづくりセンターなど公共施設での取組については、別途計画（事務事業編）に詳細を記載しているが、本計画（区域施策編）においても、市役所業務での取組として施策体系における位置づけと概要を盛り込んだ。 公共施設以外については、今後、地域脱炭素化促進事業（再エネ促進区域）を進めることを想定し、大学や協定事業者の屋根などにどのくらいの容量の太陽光パネルが設置できるのか調査している。
7		太陽光パネルを屋根に設置するにあたり、耐荷重の質問などを民間から受けた際にどのように対応するのか。また、公共施設の耐荷重については、どのように考えているのか。	市としては民間に対して太陽光パネルの耐荷重の保証をすることはできないが、導入を促していく立場として、補助制度の開始などを検討している。 また、公共施設については耐荷重を検討する必要性を認識しており、調査に必要な予算を要求しているところである。具体的な導入方針については、別途計画（事務事業編）に基づくものとして別途協議させていただく。